

八重瀬町・与那原町学校給食センター整備・運営事業 入札説明書等に関する質問・意見への回答

- ・ 八重瀬町・与那原町学校給食センター整備・運営事業の入札説明書等に関して、2026年7月3日（金）までに寄せられた質問について回答を公表します。
- ・ 質問は、原文のまま掲載しておりますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断された箇所については、一部修正しております。

2026年8月7日
八重瀬町・与那原町

【入札説明書に関する質問書回答】

(令和8年8月7日公表)

No	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	項目名	質問の内容	回答
1	入札説明書	1	第1	3					事業方式	「2町の土地に（取得予定）」とありますが、土地取得が完了するのはいつ頃でしょうか。事業者が想定すべき事業スケジュールを策定するためにご教示いただけないでしょうか。	令和9年度中に事業用地を取得し、宅地造成工事を令和10年4月末までに行うことを予定しております。
2	入札説明書	4	第1	8					事業のスケジュール	施設の維持管理・運営が2029年9月となっておりますが、P28では8月から提供日数が算出されております。8月も一部給食提供日があるという認識でよろしいでしょうか。	供用開始は夏休み明けから予定しています。学校ごとに給食提供開始が異なることが想定されるため、供用開始前に2町と事業者で協議のうえ、給食提供を開始予定しています。該当箇所について施設の維持管理・運営を2029年8月下旬に修正します。
3	入札説明書	4	第1	8					事業のスケジュール	採択以降の期間が短いように感じます。基本協定上も締結後のSPC設立手続きの記載がありますが、どのように考えていますでしょうか。	令和9年3月議会での上程を想定したスケジュールとしておりますが、採択以降のスケジュールは事業者と協議のうえ変更することも可能です。
4	入札説明書	5	第2	1		イ			入札参加者の構成等	金融機関からの長期借入を想定しないなか、SPCを設立・運営する体制をご指定されている目的について教えてください。また、SPC設立・運営にあたっては、相応の会社維持コストが発生しますが、そちらについては予定価格には含まれているのでしょうか。（昨年の地元説明会資料ではその旨見当たりませんでした）	前段について、2町との契約の相手方をSPCに一本化することにより責任分担を明確化すること、また、設計から維持管理・運営までトータルでのライフサイクルコスト最適化を図っていただくためです。後段について、SPC経費についても予定価格に含まれています。
5	入札説明書	13	第3	1					事業者の募集及び選定の手順	第1回質問に対する回答予定日が8月7日（金）となっておりますが、参加表明書および参加資格審査書類の受付期間・提出期限が8月12日（水）～8月14日（金）であり、回答内容を踏まえて各種提出書類を準備するための期間が限られております。参加表明書及び参加資格審査書類の作成・提出に影響する質問事項についてのみ、可能な範囲で先行してご回答いただくことは可能でしょうか。	参加資格審査書類の作成・提出に影響する質問事項は無かったため、原案のとおりとします。
6	入札説明書	20	第4	2	(2)	イ			提供食数	アレルギー対応食の提供については、供用開始後に2町と事業者で協議の上決定との記載や、要求水準書（P17, e）にアレルギー調理に必要な調理設備及び各備品の調達・設置は行わないことの記載があります。この内容から鑑み、図面上に50㎡以上のスペースにアレルギー対応各機器・備品の記載のみで、事業費には算出しないとの理解で間違いありませんか。	ご理解のとおりです。なお、レイアウト案（機器を破線表示等）および参考見積書を提案時に作成していただきます。
7	入札説明書	20	第4	3	(2)				予定価格	入札公告では、事業予定価格（全体）が8,230,456,000円（税込）と示されています。一方、基本計画（令和6年7月公表）では、 ・概算建設事業費：約50億1,000万円 ・概算運営・維持管理費：約2億8,000万円／年（15年間） と記載されております。 昨今の建設資材価格や労務費等の高騰を踏まえると、基本計画時点から事業費が増加することも想定される中、今回公表された事業予定価格は、基本計画における概算事業費（全体）を下回る水準となっております。 つきましては、事業予定価格の算定に当たり、基本計画からどのような前提条件の見直し（事業範囲、整備内容、物価上昇率、維持管理・運営費の考え方等）が行われたのか、算定根拠をご教示ください。	基本計画p.85～86に記載の概算建設事業費及び概算運営・維持管理費については、従来方式により事業を実施した場合の概算額を示したものです。 ご質問に記載の約2億8,000万円にはPFI対象外経費が含まれています。 また、PFI方式により事業を実施した場合の概算額につきましては、基本計画p.90 表中「②PFI方式導入の場合の財政支出額」に記載している金額が該当いたします。 なお、基本計画時より延べ床面積を縮減（3,587㎡→3,300㎡）、及び見積書等の精査により事業費の見直しを行いました。 予定価格の算定根拠につきましては、入札に影響を及ぼすため公表を差し控えさせていただきます。
8	入札説明書	20	第4	3	(2)				予定価格	R8.11に事業費の提案することになりますが、実際の工事着手は一年後となります。この間の物価スライドがあると考えますが、その際の増額を見込んでいただけますか	サービス対価A（設計業務を除く）及びサービス対価Cにつきましては、物価スライドの適用対象となっております。 詳細につきましては、入札説明書p.32「4 サービス対価の改定」をご参照ください。

【入札説明書に関する質問書回答】

(令和8年8月7日公表)

No	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	項目名	質問の内容	回答
9	入札説明書	20	第4	3	(2)				予定価格	令和6年7月の広域連携学校給食センター基本計画P48～50における事業費は92.1億円(税込15年換算)の算出となっていますが今回の予定価格は約82.3億円(税込15年換算)となっており大幅なコストダウンとなっています。昨今の物価上昇を考慮するとかなり厳しい価格となっていますが、予定価格の算定根拠、算定時期をご提示願います	入札説明書に関する質問書回答No.7を参照ください。
10	入札説明書	20	第4	3	(2)				予定価格	入札公告では、事業予定価格が8,230,456,000円(税込み)と記載されておりますが、2年前の令和6年7月に公表された「広域連携学校給食センター基本計画」では、水光熱費を除いて、8,360,000,000円(税込み)となっております。この2年間でも急速な人件費・物価上昇が続いておりますが、なぜ2年前から減額になっているのか、ご教示いただけないでしょうか。またこの金額は、実際に稼働予定の令和11年(3年後)を見据えた金額になるのでしょうか。	入札説明書に関する質問書回答No.7及びNo.8を参照ください。 なお、予定価格は入札公告時の金額です。
11	入札説明書	20	第4	3	(2)				予定価格	予定価格に関して、非常に厳しい金額が設定されており、入札価格を予定価格以下に抑えるためには、各業務の要求水準を適切に充足できるコストを把握したうえで、提案内容を検討する必要があります。このため、参考までに、予定価格の内訳(サービス対価A相当額、サービス対価B相当額、サービス対価C相当額)をご教示いただけないでしょうか。	PFI事業につきましては、各業務の要求水準を確実に満たし得るコスト構造を的確に把握したうえで、提案内容を検討いただくことが重要であると認識しています。 そのうえで、PFI事業者の創意工夫や経営の効率化等により、従来方式では得られないコスト削減効果やサービス向上を期待しているところです。 予定価格の算定根拠につきましては、入札に影響を及ぼすため公表を差し控させていただきます。
12	入札説明書	20	第4	3	(2)	イ			予定価格	予定価格の算出基準日ございましたらご教授いただくことは可能でしょうか。	入札説明書に関する質問書回答No.10を参照ください。
13	入札説明書	20	第4	3	(2)				予定価格	予定価格には、SPC関連経費は含まれているのでしょうか。例えば、SPC設立費用・税務会計費用・SPC管理費用のほか、建中資金繰りのための金融機関からの資金調達費用(手数料・金利等)を含めると、1億円以上の経費が発生する見込みです。	入札説明書に関する質問書回答No.4を参照ください。
14	入札説明書	23	第6	6					契約保証金	契約保証金については、履行保証保険加入の場合には免除されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	入札説明書	別紙2		1					サービス対価Aの算定方法	※2の記載について、建設業務完了後の一括支払いと認識しているため、事業者への影響はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	入札説明書	別紙2		3	(1)	①			【表サービス対価Cの算定方法】	学校給食調理固定費として車両調達が含まれていますが、事業者にて購入した場合には、サービス対価Aの「各種備品調達」に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。車両調達が購入の場合はサービス対価A、リース調達の場合はサービス対価Cの学校給食調理固定費に含まれる認識でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
17	入札説明書	別紙2		3	(1)	②			【表サービス対価Cの算定方法】	調理従事者(正社員・パート含む)の全ての人件費は②変動費に該当するという認識で良いか。または、正社員は固定費、パートは変動費という認識でよろしいでしょうか。	正社員・パートのいずれも提供食数に関係なく生じる人件費及びSPC経費等については固定費、提供食数に応じて変動し得る費用は変動費として提案してください。なお、固定費についても入札説明書p.34に示すサービス対価Cの改定の対象となります。
18	入札説明書	別紙2		3	(2)	イ			提供給食数の決定方法	「予定給食数が200食を～事業者は予定給食数から200食を減じた食数により、変動費を算定する。」と記載があるが、変動費の算定方法としては「減少食数(200食以上の減)×1食単価」という認識でよろしいでしょうか。	本記載について、変更給食数が200食以上減となった場合においても、200食分までしか引かず計算する意味になります。例として予定給食数から実施給食数が300食減となっても、支払の変動費は200食を減じた金額とする意味です。

【入札説明書に関する質問書回答】

(令和8年8月7日公表)

No	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	項目名	質問の内容	回答
19	入札説明書	別紙2		3	(2)	イ			提供給食数の決定方法	予定給食数と実施給食数の差は200食以内を基本とする場合に、-200食を下回る場合は予定食数から200食を減じた食数、200食を超える場合は協議とあります。200食を超える場合には200食を増した変動費算定に変更願います。	表に記載のとおりですが、200食を超える増となった場合については、200食+事業者が提供を応諾した食数分の変動費支払いとなります。なお、協議を行うのは、200食を超える増の場合、事業者対応が困難となる可能性を考慮しています。事業者が200食を超えて応じられない場合は200食になります。
20	入札説明書	別紙3		1					サービス対価の構成	配送車両をリース方式で調達する場合、当該費用は、サービス対価Aではなく、サービス対価C①でお支払いいただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。入札説明書に関する質問書回答No. 16をご参照ください。
21	入札説明書	別紙3		2					サービス対価の支払い方法	サービス対価Aの支払方法に関して、建設業務完了後の一括払いとなっておりますが、この場合、SPCは施設整備費を賄うために金融機関から長期間にわたり借入を行う必要があり、入札価格を算定するうえで増加要因となります。設計・建設期間中の支払利息や融資手数料などSPCの諸経費を抑えるため、業務の進捗に対応した支払（設計費は設計業務完了後の一括払い、建設費は年度毎の出来高払いなど）に修正していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。なお、予定価格は建設中の金利も含めた金額としています。
22	入札説明書	別紙3							別紙3_サービス対価の支払い方法	サービス対価Aの支払い方法が建設業務完了後に一括支払いとなっております。本事業における建設企業は町内企業であるため、工事費用を立て替えることは難しく、金融機関から融資をうけるとコストが発生し、予定価格に収めることが困難な状況です。毎年度の出来高に応じて一括支払金として支払うとしていただけないでしょうか。	入札説明書に関する質問書回答No. 21をご参照ください。
23	入札説明書	別紙3		4	(1)		(イ)		サービス対価Aの改定	15/1000を超える額について改定するとのことですが、事業予算が厳しい中、15/1000未満の額についても、物価改定の対象として含めていただきたい。	国土交通省が示す全体スライド条項の運用に準じて設定しているため、原案のとおりとします。
24	入札説明書	別紙3		4	(1)		(ウ)	b	サービス対価Aの改定	サービス対価の改定の基準日が「入札公告日と基準日」の間の物価変動に対して、サービス対価の改定をお認めいただけとのことですが、本事業における予定価格算出日など「入札公告日」以前の日付にしていただけではないでしょうか。直近の他事例と比較するとかなり厳しい予定価格とお見受けしております。可能な限り、昨今の物価上昇に対し、事業者へ配慮いただけますようにご検討をお願いいたします。	予定価格算出日は入札公告日としているため、原案のとおりとします。
25	入札説明書	別紙3		4	(1)		(エ)	a	サービス対価Aの改定	物価変動に対して内閣府から令和7年3月31年付の通知「PPP/PFI事業における物価上昇への対応について（通知）」において、「当該市場価格に対する感応度が高い物価指数を採用するとともに、対象業務ごと、対象費用項目ごと、対象地域ごとに連動した物価指数を採用することが望ましい。」と記載されており、昨今の建設物価高騰を鑑み、建設費指数(工場 Factory Sー工事原価)だけでなく、高騰が続く設備工事に対しては、別途「設備」の指標の適用をご検討いただけないでしょうか。	設備工事については、建設費指数(工場 Factory Sー設備)の指標を適用とし、該当箇所を追記・修正します。なお、入札説明書p. 34 4(1)(ク)のとおり、改定指標を提案することは可能です。
26	入札説明書	別紙3		4	(1)				サービス対価Aの改定	サービス対価A全体が改定されるという認識でよろしいでしょうか。	設計業務を除くサービス対価Aが価格改定の対象となります。なお、各項目ごとの価格改定は入札説明書p. 33 4(1)(エ)に示すとおりとなります。

【入札説明書に関する質問書回答】

(令和8年8月7日公表)

No	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	項目名	質問の内容	回答
27	入札説明書	別紙3		4	(2)	イ	(イ)		サービス対価Cの改定	改定率 α の計算式内指標『物価指数の平均値』について、p35表の物価指標の正社員・パートの 人件費の加重平均にて当該指標を算出したもの でしょうか。当該指標の計算式をご教示頂けま すでしょうか。	ご理解のとおりです。計算式については以下の とおりとし、該当箇所について追記・修正しま す。 (提案時の正社員人件費 $\times$ t-2年7月～t-1年6月 の正社員の物価指数平均値) + (提案時のパート 人件費 $\times$ t-2年7月～t-1年6月のパートの物価 指数平均値) $\div$ (提案時の正社員人件費 $\times$ t-3年 7月～t-2年6月の正社員の物価指数平均値) + (提案時のパート人件費 $\times$ t-3年7月～t-2年6月 のパートの物価指数平均値) ※各物価指標については、t-3年7月～t-2年6月 の物価指数平均値を 1 として基準化し、当該基 準値に対する比率により算定すること。 ※小数点第 4 位以下の端数は、切り捨てるもの とし、 α の絶対値が15/1,000 に満たない場合 は、改定を行わない。 ※なお、毎月公表されない指数については、当 該年度の指数を採用する。
28	入札説明書	別紙3		4	(2)	イ	(イ)		サービス対価Cの改定	③配送車の燃料費、④修繕・更新費の物価指標 をご教示頂けますでしょうか。	入札説明書p. 35-36【表 物価変動による見直し 時のサービス対価Cの改定方法】に記載の消費税 を除く企業向けサービス価格指数（その他諸 サービス）です。 なお、入札説明書p. 36 ※2のとおり、改定指標 を提案することは可能です。
29	入札説明書	別紙3		4	(2)				【表物価変動による見直し時のサービス対価Cの改定方法】	改定方法：①学校給食調理固定費・②学校給食 調理変動費の注釈について「正社員及びパート の合算額が…」と①と②で同じ記載があるが、 正社員は固定費、パートは変動費という認識で よろしいでしょうか。	入札説明書に関する質問書回答No. 17を参照くだ さい。
30	入札説明書	別紙3							実施方針 質問書 回答No. 50 (令和8 年5月11日公表)	別紙3-1においてサービス対価Aに工事監理費が 含まれる旨が明示されている一方、別紙3-4-(1) の物価スライドに伴う改定率の指標（(エ) a～ c）に工事監理費に対応する指標の規定がなく、 また実施方針に関する質問書回答 No. 50 (令和8 年5月11日公表) では設計費のみが改定対象外と 明示されています。 工事監理費は物価スライドに伴う改定の対象と なりますか。対象となる場合、適用する改定率 の指標もご教示ください。	工事監理費についてもサービス対価の改定の対 象となります。改定指標は「建設物価（一般財 団法人建設物価調査会）：建設費指数(工場 Factory S-工事原価)」とし、入札説明書の該 当箇所を追記・修正します。
31	入札説明書	別紙4		3	(2)				要求水準を満たしていない場合の措置	レベル6記載の「異物混入」とは、硬質異物 （金属片、ガラス類）と衛生害虫（ゴキブリ 等）という認識でよろしいでしょうか。 また、軟質異物（ビニール片、手袋、毛髪等） や食材由来（骨、種、木片等）に関しては、ど のレベルに該当するかご教示ください。	レベルの記載のとおり、基本的には軽症者が発 生した場合はレベル6、重傷者等が発生した場 合はレベル7が想定されますが、個別具体の事 象により判断されます。

【要求水準書に関する質問書回答】

(令和8年8月7日公表)

No	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	項目名	質問の内容	回答
1	要求水準書	4	第1	4	(4)	ア	(7)		2町が実施する業務 (参考)	食器・食缶等更新業務の中には、施設備品（2町専用備品、共用備品）ならびに調理備品は含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書p. 46に示す2町専用備品は2町で更新します。 共用備品は、維持管理業務の施設備品等維持管理業務、調理備品は運営業務の運営備品保守管理業務において事業者にて更新していただきます。 各備品の所有や更新について、施設備品等維持管理業務に追記修正します。
2	要求水準書	5	第1	5	(1)				遵守すべき法令等	「昭和36年法律第191号」は、令和4年に廃止された旧法「宅地造成等規制法」の法律番号です。現行法「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」の正しい法律番号は「令和4年法律第55号」（令和5年5月26日施行）と認識しています。 本書類における法律番号は、旧法の番号が誤って記載されたものと思料しますが、「令和4年法律第55号」への訂正をご検討いただけますでしょうか。	現行法は旧法を抜本改正し、令和5年5月に現在の名称へ変更したのですが、法律番号は「昭和36年法律第191号」となります。
3	要求水準書	7							給配水管施設任意図	「給配水管施設任意図」において、県道131号線から給食センター事業用地（敷地境界）までの区間に PE (FE) φ100mmの給配水管が示されています。 当該区間（敷地外・道路部分）の給水引込配管工事（掘削・配管・舗装復旧等を含む）は、2町と事業者のいずれが施工し、費用を負担するものでしょうか。	事業用地前までは2町が整備し、費用を負担します。本工事のための給水引込配管工事は関係機関と協議した上、事業者が施工し、費用を負担してください。
4	要求水準書	8	第1	7	(1)	ア			費用の負担区分	「維持管理業務及び運営業務の実施に係る光熱水費は、2町が負担する」とありますが、開業準備期間中に発生する光熱水費も2町で負担することと追記いただけないでしょうか。	光熱水費の負担は開業準備業務も含むものとして該当箇所を修正します。また、p. 53 第7.2(4)ウ文末に「ただし、光熱水費は除く。」を追記します。
5	要求水準書	9	第2	1					敷地条件等	敷地条件等にて「※1：現在私有地を含む（2町にて取得）。」と記載がありますが、取得スケジュールは決まっているのでしょうか。 また、事業用地の確保についてのリスク分担は自治体側側であるという理解でよろしいでしょうか。	前段については入札説明書に関する質問書回答No. 1を参照ください。 後段についてはご理解のとおりです。
6	要求水準書	9	第2	1					厨房除害施設	報得川水域に適用される上乗せ排水基準の対象項目及び基準値の最新版を提示頂けますでしょうか。	沖縄県南部保健所へお問い合わせください。
7	要求水準書	10	第2	2	(1)	イ			児童・生徒・職員数及び学級数等	資料4 配送校の児童・生徒数・学級数（令和7年度）と資料8 配送校のコンテナ配置計画（令和7年度）を見ますと、東風平小のクラス数が、前者は合計34クラスに対し、後者は合計39クラスとなっております。適切なコンテナ台数確保の為、どちらを正とすれば宜しいかご教示下さい。	資料4の34クラスが正です。資料8を修正します。
8	要求水準書	10	第2	2	(1)	ウ	(4)		献立方式	揚げパン提供について、「納入されたパン箱を使用して配送することを想定する」とありますが、納入されたパン箱は洗浄せずに再度加熱後の揚げパンを配缶して配送するという認識でよいですか。	ご理解のとおりです。
9	要求水準書	10	第2	2	(1)	ウ	(4)		献立方式	揚げパン提供について、「一部の学校を対象に輪番で提供することを想定して事業者と協議する」とありますが、厨房機器能力および調理能力算定のため、同日に提供を想定する最大食数をご教示ください。	供用開始当初の提供食数は、1,000～2,000食程度を想定していますが、厨房機器能力としては最大7,500食の調理が可能な機器を想定しています。

【要求水準書に関する質問書回答】

(令和8年8月7日公表)

No	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	項目名	質問の内容	回答
10	要求水準書	11	第2	2	(1)	オ	(7)		配送	想定している配送車両の諸元をご教示ください。	配送車両につきましては、事業者が選定された後に具体的な車種・仕様が確定するものであり、現時点で詳細な車両について定めていません。 ただし、事業の実施に必要な台数等については、安全かつ確実な配送が可能な車両を確保することを前提としております。 なお、現在使用している配送車両のサイズは、資料9をご参照ください。装備については以下となります。 【八重瀬町】配送車3台、パワーゲート/有1台、無2台 【与那原町】配送車2台、パワーゲート/有1台、無1台
11	要求水準書	11	第2	2	(2)	イ			施設規模	要求水準書の施設規模で規定する延べ面積について、荷捌き部の底は含まないものと明記されていますが、底下のプラットホーム部分（建築基準法上、床面積として算入される部分）は含まれますか。	要求水準上の延べ面積は、プラットホーム・荷捌き等の底下部面積は含まないで算出してください。なお、様式12-3においては、建築基準法上の延べ面積を記載し、備考欄に要求水準上の延べ面積を記載してください。
12	要求水準書	11	第2	2	(2)	イ			施設規模	要求水準書の施設規模で規定する延べ面積は、建築基準法上の床面積の算定方法に準拠して算出して宜しいでしょうか。	要求水準書に関する質問書回答No. 11を参照ください。
13	要求水準書	11	第2	2	(2)	イ			施設規模	延べ面積3,300㎡に附属施設の面積は含まれないと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	要求水準書	11	第2	2	(2)				延べ床	延べ面積は3,300㎡程度（±10%の範囲内とし荷捌き部の底は含まないものとする）との記載ですが、予定価格に納める方策として±15%にしたいだけませんか。	適正な延床面積を確保するため、原案のとおりとします。
15	要求水準書	11	第2	2	(3)				本施設に求める耐久性	『事業期間内においては、～計画とすること。』の記載について、維持管理業務要求水準に記載のあるように、事業終了後2年間の劣化による修繕が発生しないよう、事業期間中から事業者側での修繕が必要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	要求水準書	13	第2	3	(2)	イ			諸室の構成	一般エリア/町専用部分/書庫の室配置について、同一階に限らず共用部分を介した室配置でも問題ないでしょうか。	事業者提案に委ねます。 ただし、運用に支障のない室配置にしてください。
17	要求水準書	14	第2	3	(2)	ウ	(7)	b	泥落とし・皮むき室	泥落とし・皮むき室は提案によりコーナーとしてもよい。とありますが、コーナーとした場合に野菜荷受室と隣接するかは事業者の提案でよろしいでしょうか。	泥等による汚染が広がらない構造かつ、最適な作業動線の確保を前提として可とします。
18	要求水準書	16	第2	3	(2)	ウ	(7)	o	特別洗浄室	感染性胃腸炎等により回収された食器・食缶及びコンテナ類とは学校で一度洗浄・消毒されたものが給食センターへ返却されるとの認識でよいですか。	学校では食器・食缶類のみ簡易的な洗浄・消毒を行います。
19	要求水準書	17	第2	3	(2)	ウ	(4)	b	煮炊き調理室	(f)一般エリアの共用部分等から煮炊き調理の様子を見学できる窓を設けること。と記載ですが、見学窓なしで、モニタリング用カメラの映像で見学する施設計画にしてもよいですか。	原案のとおりとします。
20	要求水準書	18	第2	3	(2)	ウ	(ウ)	a	調理員用更衣室	5/11の質問回答において、シャワー室は必須との回答をいただいておりますが、必須とされる背景・目的をご教示ください。当社のこれまでの給食施設における運営実績では、シャワー室の利用頻度は極めて低く、必須設備として整備する必要性は高くないと考えております。そのため、シャワー室については事業者提案事項とし、設置の有無を事業者の提案に委ねていただくことは可能でしょうか。 また、現在の給食センターにおけるシャワー室の利用状況（利用頻度、利用人数等）がございましたら、併せてご教示ください。	シャワー室の設置につきましては、原案のとおりといたします。 要求水準書への記載内容は、調理員及び栄養士へのヒヤリング、並びに他事例を参考として設定しております。

【要求水準書に関する質問書回答】

(令和8年8月7日公表)

No	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	項目名	質問の内容	回答
21	要求水準書	18	第2	3	(2)		(ウ)	b	調理員用便所	(a) 男女別とすること。とありますが、性別専用個室便所という理解で問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	要求水準書	18	第2	3	(2)		(ウ)	c	調理員用休憩室	(b) 男女別に区分することができるようにすることとありますが、ローパーティションなどで簡易に区画するという考えで問題ないでしょうか。	固定壁もしくは可動間仕切り等によって男女別に室を区分できるよう整備をお願いします。
23	要求水準書	19	第2	3	(2)	ウ	(イ)	b	多目的室	14人以上を収容できる広さとする。と記載ですが、質疑回答では学校見学の1度の来場は1～2クラス（最大80名程度）と回答でした。学校見学できた子供たちは、14人程度で交代で多目的室を使用すると理解してよいですか。	ご理解の通りです。 前回示した回答はあくまで例示であり、必ずしも当該方式を求めるものではありません。 見学については、調理工程の見学が可能であり、食育に寄与する内容を盛り込んだ提案を期待するものとします。
24	要求水準書	19	第2	3	(2)	ウ	(イ)	b	多目的室	見学人数の想定をご教示ください。見学エリアの必須規模・仕様の最低条件はあるかをご教示ください。また、見学自体は多目的室以外からの想定はないと考えて問題ないでしょうか。	要求水準書に関する質問書回答No. 23を参照ください。 なお、多目的室以外からの見学方法につきましては、事業者の提案に委ねるものとします。
25	要求水準書	20	第2	3	(2)	ウ	(イ)	h	書庫	書庫（約30㎡程度）について、保管対象物および想定保管量をご教示ください。また、保管機能を満たすことを前提として、独立した室ではなく事務室内収納や一部共有スペースによる対応も可能と考えて宜しいでしょうか。また階層を跨いだ分割配置（例：1階・2階への分散配置）により、同等の保管機能および運用性が確保される場合、要求水準を満たすものと考えてよいですか。	保管対象物は給食センターの調理関連書類及び事務資料（A4書類保存箱3箱/年）、大型教材（掲示物等）、設計・建設・運営維持管理等に関する資料一式を想定しています。 また、既存センターに保管されているA4書類保存箱（約50箱）も移管されます。 上記保管対象物の保管機能を満たすことを前提として、事務室内収納や一部共有スペースによる対応も可とします。なお、一部共有スペースの場合は施錠できる構造としてください。 また、2階への配置も可とし、分散配置については、保管しやすさを踏まえ2室までとします。
26	要求水準書	22	第2	3	(5)	イ	(イ)		配送車両置き場、 洗車スペース	洗車排水系統に雨水排水が流入しない計画とありますが、洗車排水が雨水に流入しないように計画すると考えて宜しいでしょうか。それとも、屋根が必要という意味でしょうか。	ご理解のとおりです。屋根等の設置については提案に委ねます。
27	要求水準書	26	第2	4	(2)	イ	(ウ)		時計表示設備	チャイム機能を有する時計を設けること。とありますが、チャイム機能は事業者の提案とさせていただきますことは可能でしょうか。	原案のとおりといたします。
28	要求水準書	35	第3	2					事前調査業務	電波障害調査等とありますが、「等」の内容についてご提示ください。	要求水準書に示すとおり、自らの提案において必要となる各種調査業務を事業者の責任において、必要な時期に適切に行ってください。
29	要求水準書	35	第3	2					事前調査業務	電波障害調査は、机上検討調査を行うという理解で宜しいでしょうか。そうでない場合は、調査の詳細内容をお知らせください。	要求水準書に関する質問書回答No. 28を参照ください。
30	要求水準書	35	第3	2					事前調査業務	電波障害調査の結果に伴う対策検討及び工事については別途と考えて宜しいでしょうか。	各種調査業務の結果により必要となる対策検討及び工事は、事業者の負担において実施してください。
31	要求水準書	36	第3	3	(2)	イ			開発許可及び確認申請等	「開発許可申請手続は不要」と明記されていますが、2町が実施する造成工事・雨水貯留施設整備に係る盛土規制法上の手続（許可申請・届出等）についても2町が実施するものとの理解でよいでしょうか。	ご理解の通りです。
32	要求水準書	37	第3	3	(4)	ア		l	基本設計終了時	測量成果簿とありますが、具体的にどのような内容の提出が必要かご提示ください。	不要のため削除します。

【要求水準書に関する質問書回答】

(令和8年8月7日公表)

No	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	項目名	質問の内容	回答
33	要求水準書	38	第4	2	(1)				工事監理業務	工事監理業務における技術者配置について、工事内容及び規模を踏まえ、主要工程や各種検査時に重点的に立会、工事監理を行う重点監理を想定しております。重点監理による対応と考えて宜しいでしょうか。 ※他市町村の給食センターPFI事業も重点監理で対応しています。	重点監理による対応を認めますが、品質管理上重要となる工程や各種検査においては十分な監理体制を確保してください。
34	要求水準書	38	第4	2	(1)				工事監理業務	中間検査、完了検査等手数料は別途と考えて宜しいでしょうか。	事業者の負担になります。
35	要求水準書	38	第3	3	(4)	イ		o	実施設計終了時	地質調査資料とありますが、具体的にどのような内容の提出が必要かご提示ください。	事前調査業務にて実施する地質調査結果について、設計を行う上で必要となる情報が確認できる資料一式を想定しています。
36	要求水準書	38	第3	3	(4)	イ		q	実施設計終了時	建築模型(A1)の提出が求められていますが、スケールをご提示ください。また、対象は計画敷地内のみとし、周辺施設は含まないと考えて宜しいでしょうか。	スケールは「1/200程度」とし、模型サイズは「A1程度」を目安として作成をお願いいたします。 作成範囲は、基本的には計画敷地内を対象としてください。敷地内の高低差や3方向の接道状況、建物配置計画、外構計画、および植栽等の状況が把握できる範囲での表現をお願いします。なお、周辺施設については必須ではありませんが、必要に応じてボリューム模型等で表現することは可能です。 詳細な仕様につきましては、契約締結後に改めて協議のうえ決定いたします。
37	要求水準書	38	第3	3	(4)				実施設計終了時	確認申請、構造適合判定等各種手数料は別途と考えて宜しいでしょうか。	事業者の負担になります。
38	要求水準書	40	第5	1	(4)	キ			留意事項	「建設業務期間中、本施設において2町が行う工事の有無を確認し、実施時期等の調整を行うこと。」あります。現時点で想定されている工事がありましたら、工事内容及び工期等についてご教授ください。	宅地造成工事と、それにあわせて雨水貯留施設整備を令和10年4月末まで行うことを予定しております。
39	要求水準書	40	5	1	4	カ			留意事項	台風襲来時の対策や、緊急時の工事や作業はその限りではないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、台風・豪雨等の自然災害の場合においても、周辺環境への配慮及び安全確保を前提とし、可能な限り事前に2町へ報告・協議のうえ実施するものとします。
40	要求水準書	46	第6			イ			食器・食缶	食器、食缶の更新は、町側。初期調達は事業範囲になっておりますが、予定価格に納めるために、初期調達も町側に事業範囲を変えていただきたいです。	原案のとおりとします。
41	要求水準書	46	第6	2	(1)				食器・食缶等	予定価格が非常に厳しい条件であることを踏まえ、食器・食缶等の初期調達については、本事業の対象外としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
42	要求水準書	48	第6	2	(1)	ア			食缶	和え物用食缶において「保冷剤あり」とありますが、高い保冷性能があり10℃以下を保持して給食配送が可能であれば、保冷剤の使用については事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	夏場を含め喫食開始までに10℃以下を保持することが可能であることを前提に事業者提案とします。
43	要求水準書	48	第6	2	(1)				食器・食缶等 ／【食缶】	要求水準書(案)に関する質問回答(令和7年5月11日公表)のNo91にて、食缶内部にプレスに加工した目盛りがあるものとして。との回答ですが、配送時にひしゃくで量を調整するので目盛りなしでもよいですか。	原案のとおりとします。
44	要求水準書	51	第6	3		オ			配送車両調達業務	配送車両については、事業者が調達し、購入又はリースなど手法を問わないとされています。購入の場合、配送車両の所有権は2町、事業者のどちらでしょうか。	配送車両の所有は事業者となります。

【要求水準書に関する質問書回答】

(令和8年8月7日公表)

No	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	項目名	質問の内容	回答
45	要求水準書	51	第6	3					配送車両調達業務	配送車両は所有移転の対象外であり、事業者所有資産との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	要求水準書	51	第6	3					配送車両調達業務	配送車両をリースで調達する場合、事業期間終了後、配送車両は引渡しの対象外と理解してよろしいでしょうか。	現時点ではご理解のとおりです。 なお、事業終了前に引渡しを含め協議させていただく場合があります。
47	要求水準書	52	第7	2					開業準備業務	現在、貴市センターに従事している従業員の継続雇用について、貴市として期待していますか。また、継続雇用を期待される場合、開業準備中も既存センターに従事しているため研修や教育、リハーサルに配慮が必要だと思慮します。既存センターに従事している従業員の最終出勤日をご揭示ください。	継続雇用については要求水準書p.69(4)キを参照ください。 最終出勤日については、開業準備前までに協議を踏まえて決定するものとします。
48	要求水準書	52	第7	2					開業準備業務	従業員は開業準備中も貴市給食センターに従事しているため、平日にリハーサルが実施出来る可能性が低いです。土日になる場合でも貴市にもご協力いただけるという認識でよろしいでしょうか。	協議に応じます。 ただし、開業準備期間については、夏休み期間と重なることから継続を希望する従業員への影響は限定的であると想定しています。
49	要求水準書	53	第7	2	(4)				調理リハーサル	リハーサルで実施した食材に関しては減量化及び資源化をすることが基本とし、提供しないという考えでよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
50	要求水準書	53	第7	4					開業準備期間中の維持管理業務	建築保守管理、建築設備保守管理における点検頻度や、清掃における清掃箇所や清掃頻度、警備における対応日や対応時間は事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
51	要求水準書	57	第8	1	(11)				報告書の提出	開業準備期間中の各種報告書提出は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 なお、開業準備業務終了後、実施した内容について書類にてご報告ください。
52	要求水準書	71	第9	1	(11)	ア			(表)各責任者の配置基準	5/11の回答で調理責任者・調理副責任者は、調理師資格を有する者に限る（原案のとおり）と回答がありましたが、食品衛生責任者の資格欄に、所定の資格を有する場合において調理責任者もしくは調理副責任者と兼任可となっておりますので、栄養士の資格を有する者も調理責任者・調理副責任者をできるとの理解でよろしいでしょうか。	調理責任者・調理副責任者は、調理師資格を有する者に限ります。 食品衛生責任者の資格等欄の記述は、食品衛生責任者としての兼任が可能であることを示すものであり、調理責任者・調理副責任者の資格要件を緩和する趣旨ではございません。
53	要求水準書	74	第9	2	(1)				(表)現在の食品等の納品時間	前日納品の時間が10:00～11:00となっておりますが、調理や配缶がピークの時間帯となり、不要な人件費(検収要員)が発生してしまいます。納品時間を午後に変更していただくことは可能でしょうか。	要求水準書に記載の納品時間は、現在の納品時間を参考として、記載しているものです。 納品時間については、供用開始前に納品業者と可能な限り調整します。
54	要求水準書	75	第9	3	(2)	ア			調理業務	「一部の個包装デザート等については、2町が別途手配する納入業者が学校へ直送する」とありますが、添物用仕分室において保冷・冷凍保管を要する個包装デザートの取り扱いが想定されていないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	要求水準書	77	第9	3	(3)	ア			検食準備	(ア)煮炊き釜で調理するものは釜ごと・・・調理責任者が確認すること。とあり、(イ)調理責任者の味見確認後、2町の検食を受けること。とありますので、釜調理するものは、全ての釜分の検食が必要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	要求水準書	77	第9	3	(3)	イ	(ウ)		調理済み食品の採取及び保存業務	配送校へ直送される食品についても、本施設において保存すること。とありますので、保存食採取分を本施設へ納品されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

【要求水準書に関する質問書回答】

(令和8年8月7日公表)

No	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	項目名	質問の内容	回答
57	要求水準書	78	第9	5	(1)	ア			基本事項	食器・食缶等を・・・各階配膳室に収めること。とありますが、配送員が各配膳室まで運ぶ際、白衣等の着替えは事業者の提案との理解でよろしいでしょうか。	提案に委ねますが、衛生面を優先した適切な服装を心がけてください。
58	要求水準書	78	第9	5	(1)	ア			配送回収業務基本事項	「給食終了後は各学級から配膳室に返却されたコンテナ（学校直送品は除く。）を、本施設に速やかに回収すること」とありますが、牛乳パックやデザート等の個包装容器については、学校側にて分別・処分を行うとの理解でよろしいでしょうか。 また、要求水準書 p.27「(ウ) 排水設備」に牛乳の飲み残しへの対応について記載がありますが、飲み残しは食缶等に残渣として回収され、本施設に搬送されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 牛乳の飲み残しは食缶等に残渣として回収され、センターにて処分します。牛乳パックは学校で処分します。
59	要求水準書	79	第9	5	(2)	オ			配送・回収業務	コンテナの配送・回収にあわせて、本施設と学校間の書類等を運ぶこと。とありますが、各学校から回収する際は、配膳室に書類が用意されているとの理解でよろしいでしょうか。 また、各学校へ運ぶ際は、配膳室へ届けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	要求水準書	79	第9	6					廃棄物等処理業務	牛乳及び牛乳パックの処理方法についてはどのように想定しておりますでしょうか。	要求水準書に関する質問書回答No. 58を参照ください。
61	要求水準書	80	第9	6	(2)	ウ			廃棄物等処理業務	廃油処分に係る収入がある場合、2町の歳入とすることは想定されていますか。	想定していません。
62	要求水準書	80	第9	6	(2)				廃棄物処理等業務	予定価格が非常に厳しい条件であることを踏まえ、「廃棄物等処理業務」における処分費用については、2町側の負担としていただけないでしょうか。	原案のとおりします。
63	要求水準書	80	第9	6	(1)	ア			残量調査業務	2町の要請に応じて学級ごとに計量・記録を行い2町に提出すること。とありますので、要請がない時の計量方法は事業者委ねるとの理解でよろしいでしょうか。	残量の計量・記録は、給食実施日は毎日実施してもらいます。なお「2町の要請に応じて」を削除します。
64	要求水準書	80	第9	7					運営備品保守管理業務	運営期間中、食器かごのみ事業者側で2回更新とされていますが、予定価格が非常に厳しい条件であることを踏まえ、こちらについても2町側の負担としていただけないでしょうか。	原案のとおりします。
65	要求水準書	81	第9	6	(1)	イ	(イ)		従業員等の健康管理	業務従事者が・・・調理業務に従事させず、医療機関を受診させる。とありますが、切創等でも受診が必要なのでしょうか。 また、適切な措置（絆創膏を貼り、ニトリル手袋着用等）を行った場合でも調理業務（清潔作業除く）に従事できないのでしょうか。	大きな外傷、手指の大きな傷（化膿）がない場合は医療機関の受診は不要とします。 なお、手指に傷や手荒れがある場合は、ゴム手袋又は使い捨て手袋を使用しての従事は可とします。文部科学省の学校給食衛生管理基準を遵守してください。
66	要求水準書	83	第9	10	(2)				パンフレットの作成	事業仮契約書P33には、供用開始までに10,000部作成し提出とありますが、本項では供用開始後速やかに2,000部作成と記載されております。計12,000部必要となりますでしょうか。	要求水準書に記載の2,000部が正となります。事業仮契約書（案）は2,000部に修正します。
67	要求水準書								資料5	（参考）現3施設の献立表及び食材資料 ベビーチーズやスライスチーズは学校直送品と考えてよいですか。	ご理解のとおりです。
68	要求水準書									室名称について、「アレルギー対応調理室」と「アレルギー対応食調理室」がありますが、他頁との整合性を踏まえて「アレルギー対応調理室」の理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。室名称「アレルギー対応調理室」を「アレルギー対応食調理室」に修正します。
69	要求水準書									「調理員」と「調理業務従事者」の記載がありますが、両者の定義及び使い分けについてご教示ください。 また、「調理員」は「調理業務従事者」の一部を指すものと理解してよろしいでしょうか。それとも両者は同義のものとして使用されているのでしょうか。	該当箇所について「調理員」に統一して修正します。

【様式集に関する質問書回答】

(令和8年8月7日公表)

No	書類名	頁	第1	1	(1)	様式		項目名	質問の内容	回答
1	様式集	2		2	(4)			参加表明書及び参加資格審査に関する提出書類	各業務の参加資格審査申請書に添付する書類のうち「会社概要」は担務する企業のパンフレットでもよろしいでしょうか。(同様式2-5～2-11参照)	ご理解のとおりです。
2	様式集	3		1	(6)			提出書類及び部数	事業計画に関する提案書から運営に関する提案書は正本1部、副本15部となっています。副本10部の間違いではないでしょうか。	提案書様式6～9の「副本15部」は「副本10部」へ修正します。
3	様式集	3		2	(5)			提案内容に関する提出書類	提案書様式6～9は副本が15部に対して、様式10～11は副本が10部、図面集の様式12も9部なのですが問題ないでしょうか。	様式集に関する質問書回答No. 2を参照ください。
4	様式集	5	2		(6)			提案内容に関する提出書類	各様式の制限枚数が設定されておりますが、補足資料・参考資料の添付は別途認められますでしょうか。(市内企業等の関心表明書など)	可とします。
5	様式集					2-5～11		参加資格審査申請書 添付書類	添付書類の中に印鑑証明書とありますが、印鑑登録をしているのは本社の印鑑となります。支店等で参加する場合は、委任状で対応することは可能でしょうか。	可とします。
6	様式集					2-5～11		参加資格審査申請書 添付書類	添付書類の中に、納税証明書【国税及び地方税】とありますが、地方税納付義務がない場合は、『納税証明書「その3の3」】(法人税と消費税及地方消費税に未納税額がないこと)を提出すればよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	様式集					2-5		参加資格審査申請書 (設計業務に当たる者)	「⑦建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けたものであることを証する書類」は写してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	様式集 (Excel)					6-3②		資金調達計画書	SPCにおける借入は建設期間中のみを想定しており、維持管理運営期間中の長期ローンは発生しないという認識ですが、PIRR、DSCRは算定不要と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	様式集 (Excel)					6-3⑤		サービス対価C④ 修繕・更新費(固定費)内訳書	修繕・更新費は、特段平準化する必要はなく、提案した金額を毎年度お支払いいただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	様式集					12-1j		調理設備計画	本様式に貼付する様式集word P.66においてj.調理設備配置図となっています。 従いまして本様式はk.調理設備リストの謝りで、「様式12-1k」が正ではないでしょうか。	「様式12-1k」が正です。様式集を修正して公表します。
11	様式集					12-1j	イ	調理設備計画	「A3サイズ横版で作成し、A4に折り込むこと」とありますが、図面集に綴じ込むのであれば折り込まない方がよろしいのではないのでしょうか。	様式集(word編)P4④イを参照ください。
12	様式集					12-4	イ	各種備品リスト	「A3サイズ横版で作成し、A4に折り込むこと」とありますが、図面集に綴じ込むのであれば折り込まない方がよろしいのではないのでしょうか。	様式集(word編)P4④イを参照ください。
13	様式集 (Excel)					12-4		各種備品リスト	N列に「(写真等)」と記載がありますが、全ての備品の写真を添付する必要はないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	様式集 (Excel)					12-4		各種備品リスト	配送車両をリースで調達する場合、金額欄は「リースで調達」等と表現すれば良いでしょうか。	ご理解のとおりです。

【落札者決定基準に関する質問書回答】

(令和8年8月7日公表)

No	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	項目名	質問の内容	回答
1	落札者決定基準	4, 5 ~ 13		2	(2)				評価項目の採点基準、別紙「技術審査における評価項目及び配点」	技術審査は、別紙「技術審査における評価項目及び配点」に示す項目ごとに行い、5段階評価により得点を付与すると記載されています。一方で、同別紙では、各評価項目内に複数の「評価の視点」が示されています。評価ランク「A（要求水準を大きく超え、具体的かつ優れた提案がある。）」を当該評価項目に付与するためには、当該評価項目に含まれるすべての「評価の視点」について、個々に要求水準を大きく超える提案であることが必要でしょうか。それとも、各「評価の視点」の内容を総合的に勘案し、評価項目全体として「A」に相当すると判断されれば足りる、との理解でよろしいでしょうか。なお、「評価の視点」ごとに個別の内部採点又は重み付けが行われる場合は、その考え方についてもご教示ください。	評価の視点ごとに点数の重み付け等は設定しておりません。なお、具体的な評価方法については審査委員会による評価となるため、「評価の視点」に記載する以上の評価方法についてはお答えできません。
2	落札者決定基準	6		2	(2)				敷地ゾーニング、諸室の配置及び動線計画	「見学機能について、調理工程の見学が可能で食育に寄与する具体的かつ優れた提案がなされているか。」とありますが、様式集の該当する様式では「効率的な動線により」という表現が追加となっています。どちらが正かご教授ください。	落札者決定基準を正とし、様式集の該当箇所を修正します。
3	落札者決定基準	7		2	(4)				構造計画、建築設備計画	「施設計画等と整合のとれた具体的かつ優れた提案がなされているか。」とありますが、様式集の該当する様式では「建築計画等」となっています。どちらが正かご教授ください。	様式集を正とし、落札者決定基準の該当箇所を修正します。
4	落札者選定基準	9		4	(1)				運営体制及びモニタリング	文章の中に、「業務従事者」と「業務に従事する職員」との文言がありますが、違いはありませんでしょうか。	該当箇所について「業務従事者」に修正します。
5	落札者決定基準	12		5	(2)				設計・工事監理業務における2町商工会会員への委託率	委託率とは構成員又は協力企業で組成された設計・工事監理企業のうち2町商工会会員企業の委託金額であって、構成員又は協力企業以外の下請企業への委託金額は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	落札者決定基準	12		5	(2)				建設業務における2町内企業への請負率	請負率とは構成員又は協力企業で組成された建設企業のうち2町商工会会員企業の請負金額であって、構成員又は協力企業以外の下請企業への委託金額は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	落札者決定基準	別紙		5	(1)				(1-1)八重瀬町民雇用の有無	「雇用者数については令和8年6月19日時点で在籍する正社員」とのことですが、当該雇用者数については、いつ、どのように確認される予定でしょうか。	様式10-1①により確認します。
8	落札者決定基準	別紙		5	(2)				地域経済への貢献	「設計・工事監理・建設業務に当たる者」とは、参加表明で提出した構成員・協力企業の各企業が該当するのでしょうか。もしくは、上記を含め、下請け業者（一次下請けまで？）も含めるのかご教示ください。	前段のとおりとし、下請け業者は含みません。
9	落札者決定基準	別紙		5	(2)				地域経済への貢献	(2-1)～(2-3)について、商工会会員であることの確認日はいつの時点でしょうか。	参加資格表明書、参加資格審査申請書類の受付期間の最終日とします。
10	落札者決定基準	別紙		5	(2)				(2-3)設計・工事監理業務における2町商工会会員への委託率	現在は商工会会員企業ではないが、提案提出日において会員になる場合は、こちらの算定式の対象に含められるという理解で良いでしょうか。	落札者決定基準に関する質問書回答No. 9を参照ください。

【落札者決定基準に関する質問書回答】

(令和8年8月7日公表)

No	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	項目名	質問の内容	回答
11	落札者決定基準	別紙		5	(2)				地域要件に関する提案	落札者決定基準（p.12～13）（2-4）～（2-8）について、 ①評価対象者は、資格審査書類に記載した構成員・協力企業に加えて、下請企業までと理解してよろしいでしょうか。 ②評価基準日は提案審査書類提出時点と理解してよろしいでしょうか。 両町内に営業所を有している企業の積極的な参画のため、基準日を提案審査書類提出日までとして幅広く参画検討する時間を設けていただきたいという趣旨です。 ③協力企業の追加や変更を提案審査書類提出日までとする事をお認めいただく事は可能でしょうか。 今後検討する提案内容により、地元企業への工事発注内容や量の変化が予想されます。また地元企業の工事請負可能量や人員の対応可能人数の増減により地元発注会社数の増減や変更に対応する必要があるためです。	①評価対象は構成員及び協力企業です。 ②（2-1）～（2-8）の評価基準日は参加資格表明書、参加資格審査申請書類の受付期間の最終日とします。 ③原案のとおりとします。
12	落札者決定基準	別紙		5	(2)				(2-7) 建設業務における八重瀬町商工会会員の有無	「建設業務に当たる者」とは、参加表明における構成員・協力企業に限らず、活用を想定する下請け企業も含めて考えれば宜しいでしょうか。	落札者決定基準に関する質問書回答No. 8を参照ください。

【基本協定書（案）に関する質問書回答】

（令和8年8月7日公表）

No	書類名	頁	第1	1	(1)			項目名	質問の内容	回答
1	基本協定書 (案)	2	第3条	4				SPCの設立	『2町のための株式担保権を設定』について、通常、金融機関が各社が保有する株式へ担保設定を行うため、2町が第一順位の担保権を保持することは難しいと思われますが、どのような考え方を想定されておりますでしょうか（2番順位でも問題ないなど） また、上記事項の記載に際し、金融機関への確認は行われておりますでしょうか。	本件の履行のための資金調達先である金融機関が担保権設定する場合、2町は本項に定める要請を行いません。
2	基本協定書 (案)	7	第10条	6				本協定の解除等	6号の記載について、超長期にわたる本事業において、いずれかの企業が該当した場合に救済策がないのは厳しい条件と考えます。第6条3項3号但し書きの準用により、代表企業を除く協定当事者の入れ替えは可能、となりませんか。また、10条2項2号とのつながりが見えにくく、補足説明をお願いします。	10条6項各号は、管財人等から本協定を解除した場合の規定です。 6条3項3号のみ該当の場合は、10条1項1号により本協定を解除しないことができる規定となっており、代表企業以外の協定当事者の入れ替えは可能です。また、10条2項各号については、協定解除の有無に関わらず違約金の負担について規定しています。 なお、2町からの解除の場合は6条3項の規定に従うこととなります。

【事業仮契約書（案）に関する質問書回答】

（令和8年8月7日公表）

No	書類名	頁	第1条	1	(1)		項目名	質問の内容	回答
1	事業仮契約書（案）	44	第64条	1	(1)		引渡し日前の解除の効力	第60条の規定により事業契約が解除された場合、施設整備に要した費用の対価の算出にあたっては「入札説明書」別紙3 P31 1. サービス対価の構成に記載のあるサービス対価A②その他費用も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	事業仮契約書（案）	9	第8条	1			契約保証金	2町に寄託する履行保証保険契約の保険証券は、複写で問題ございませんでしょうか。	原本をご提出ください。
3	事業仮契約書（案）	9	第8条	3			契約保証金	履行保証保険による契約保証金対応とする場合、保険契約者をSPCから業務を受託する各個別企業とし、各々の保証金額の合計が、規定されている金額以上にする方法も認められる、との理解で宜しいでしょうか。	履行保証保険をもって契約保証金に代える場合における保険契約者については、SPC を保険契約者とし、当該 SPC が締結する履行保証保険の保証金額を、第8条に規定する契約保証金額以上とすることとさせていただきます。
4	事業仮契約書（案）	10	第8条	7			契約保証金	入札説明書P31に施設整備費用は一括払いとの記載があるため、割賦金利は発生しないものと捉えておりますが、見解をご教示願います。（その他、複数の条文に同様の記載がございます）	基本的に割賦払いは想定していませんが、割賦払いが後発的に発生した場合の規定です。割賦金利が生じなければ空文化されます。
5	事業仮契約書（案）	14	第14条				許認可及び届出等	第14条第1項において許認可取得は原則として事業者の自己責任・費用負担とされていますが、2町が主体となって実施する造成工事・雨水貯留施設整備に係る盛土規制法上の許可申請・届出は、同条第5項に基づき2町が主体となって行うとの理解でよいでしょうか。その場合、2町による許可取得の遅延が事業スケジュール（事業者の工事着工・工期・引渡し等）に影響を及ぼしたときのリスク（工期延長・費用増加等）は、2町の負担となるとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	事業仮契約書（案）	21	第25条	1			関連工事等の調整	2町にて持ち込む設備とは、どのような設備を想定しておりますでしょうか。	現時点では2町にて持ち込む設備を含め、事業仮契約書（案）第25条（工事期間中の関連工事）の発生自体想定していませんが、関連工事等が後発的に発生した場合の規定です。発生しない場合には空文化されます。
7	事業仮契約書（案）	24	第31条				工事の一時停止	両町が実施する造成工事および雨水貯留施設整備において、盛土規制法に基づく許可取得の遅延により、事業者による本件工事の着工が遅延する可能性があります。この場合、第31条に基づき両町が工事の一時停止を指示したときは、当該一時停止により事業者に生じる損害、損失及び費用については、両町が負担するとの理解でよろしいでしょうか。また、これに伴い供用開始予定日が変更された場合、事業期間満了日が変更されないときは、事業者の運営期間が短縮されるリスクが生じます。したがって、両町の責めに帰すべき事由により供用開始予定日が変更される場合には、事業期間満了日についても、当該変更日数に応じて変更されるものと理解してよろしいでしょうか。	本件工事の着工遅延に関する事項につきましては、事業仮契約書（案）第31条から第33条に示すとおりとなります。また、運営開始の遅延に関する事項については、事業仮契約書（案）第38条を参照ください。
8	事業仮契約書（案）	24	第31条	2			工事の一時停止	2町の必要に応じて供用開始予定日を変更した場合、事業側で準備する備品等もあるため、維持管理運営期間減に伴う補填はどのように考えられますでしょうか。	事業仮契約書（案）第38条に示すとおりとなります。
9	事業仮契約書（案）	28	第38条	4	(1)		運用開始の遅延	「合理的な範囲の損害」とはどちらにとつての損害でしょうか。仮に、両町：現施設における委託費増、事業者：期間減による逸失利益が同額の場合は無しという理解でよろしいでしょうか。	事業者が生じた損害を指します。

【事業仮契約書（案）に関する質問書回答】

（令和8年8月7日公表）

No	書類名	頁	第1条	1	(1)		項目名	質問の内容	回答
10	事業仮契約書（案）	34	第43条	6			業務全体計画書及びマニュアル等の提出	パンフレットや映像データの「随時改訂」とはどのような内容が想定されますでしょうか。金額算出にあたり、ご教示願います。	映像データにおいては、改定を想定していないため、事業仮契約書第43条第6項の一部を修正します。 パンフレットにおいては、現時点で改訂の予定はありませんが、改訂の必要が生じた場合には、協議の上対応していただくこととなります。ただし、パンフレットを新たに作成し直すことは想定していません。なお、改訂が生じた際の費用負担は2町負担とします。
11	事業仮契約書（案）	34	第45条	2			費用負担	光熱水費の負担について、2町が設定する予定価格を超過した場合においても予算で負担していただけと理解してよろしいでしょうか。（様式上も記載箇所がないと理解しております）	光熱水費については2町が直接支払うため、予定価格には含んでおりません。
12	事業仮契約書（案）	37	第50条	5			業務の安全確保	「本契約に別段の定めがない限り」とありますが、対象事業によっては、別紙8に則り、負担者および額を決定すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	事業仮契約書（案）	44	第64条	1	(2)		引渡し日前の解除の効力	第59条又は第61条の規定により事業契約が解除された場合、施設整備に要した費用の対価の算出にあたっては「入札説明書」別紙3 P31 1. サービス対価の構成に記載のあるサービス対価A②その他費用も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	事業仮契約書（案）	45	第64条	1	(3)		引渡し日前の解除の効力	第62条の規定により事業契約が解除された場合、施設整備に要した費用の対価の算出にあたっては「入札説明書」別紙3 P31 1. サービス対価の構成に記載のあるサービス対価A②その他費用も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	事業仮契約書（案）	49	第72条				金融機関等との協議	前回の質問書・意見書への回答（2026年5月11日公表）における質問書No. 25の質問に「事業者の資金調達が必要となる事業スキームとしていただいています～」との記載がありましたが、本回答では同記載に関するコメントはございませんでした。 本条文に直接協定締結に関する記載があることから、事業者側での資金調達も必要の認識で良いでしょうか。	竣工払いですので、特に長期の資金調達について不要と考えています。もし施設整備期間中に資金調達が必要な場合には、事業者の責任で調達してください。その場合であっても合理的な直接協定であれば締結可能です。そのような見通しがある場合には、提案書に克明に記載してください。
16	事業仮契約書（案）	65	別紙8				不可抗力による損害	不可抗力が生じた場合の施設整備費に相当する額が100分の1に至るまでは事業者負担するとありますが、仮に施設整備が50億の場合5千万が事業者負担となるため、かなりの負担額となります。改めて負担割合について変更いただけないでしょうか。	国土交通省が示す公共工事標準請負契約約款に準じており、一般の公共工事と同様の分担となります。2町としては事業者の損害軽減を引き出すための必要な規定となります。